

- 改定前後における水道料金と下水道使用料の改定後の料金は、次のとおりとなる。
- 一般的な家庭（2か月で20m³使用）の場合、月当たり約360円、年当たり約4,300円の増額となる見込み。

請求額	
水道料金	2,354円
下水道使用料	2,213円
合計	4,567円

(税込)

改定前

(令和3年10月時点)



請求額		うち、増額分
水道料金	2,970円	616円
下水道使用料	2,310円	97円
合計	5,280円	713円

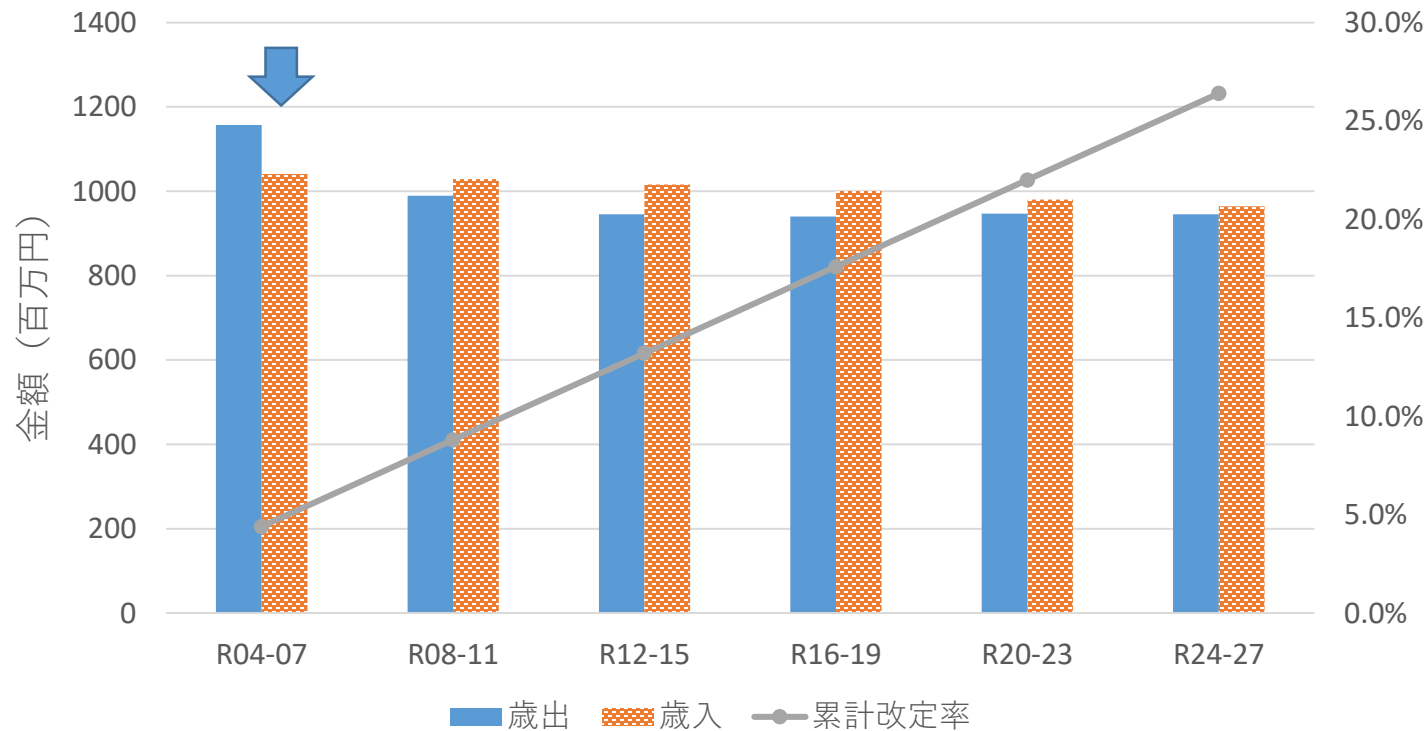
(税込)

改定後

(令和4年10月時点)

〔 357円／月
4,278円／年 〕

- 令和4年度から4年毎に4.4%の改定をした場合の期間別収支を試算すると、次のとおりとなる。
- 令和4～7年度においてのみ、歳出に対し歳入が116百万円不足するため、一般会計繰入金による補てんを見込んでいる。一方、令和8年度以降は、いずれの期間も歳入が歳出を上回る（総額224百万円）こととなり、歳出を下水道使用料のみで賄うことができる。



■ 歳出 > 歳入となり、一般会計繰入金の補てんが必要となるのはR04-07だけ

- 神奈川県内における一般的な家庭（2か月で20m³使用）の下水道使用料（税抜）を比較すると、次のとおりとなる。
- 改定前の下水道使用料は、県内では8位（県内市、16団体では4位）であった。
- 改定後の下水道使用料は、県内では6位（県内市、16団体では2位）となる。

		最終改定	金額
1	真鶴町	H18.9.13	2,762円
2	大磯町	H31.4.1	2,306円
3	座間市	H31.4.1	2,290円
4	二宮町	H28.7.1	2,280円
5	湯河原町	H26.4.1	2,260円
6	秦野市	H29.4.1	2,090円
7	伊勢原市	H30.4.1	2,082円
8	三浦市	H27.10.1	2,012円
9	鎌倉市	H24.4.1	1,976円
10	小田原市	H26.10	1,975円

		最終改定	金額
11	横須賀市	H26.10.1	1,942円
20	葉山町	H11.4.1	1,680円
25	逗子市	H17.4.1	1,480円



改定後
2,100円

- ※ 下水道使用料の改定状況調査を参考
(令和3年6月時点:神奈川県)
- ※ 政令市(横浜市、川崎市、相模原市)は調査対象外
- ※ 県内30自治体から、上位10位及び三浦半島自治体を抽出